

# 家庭用ガス暖房契約

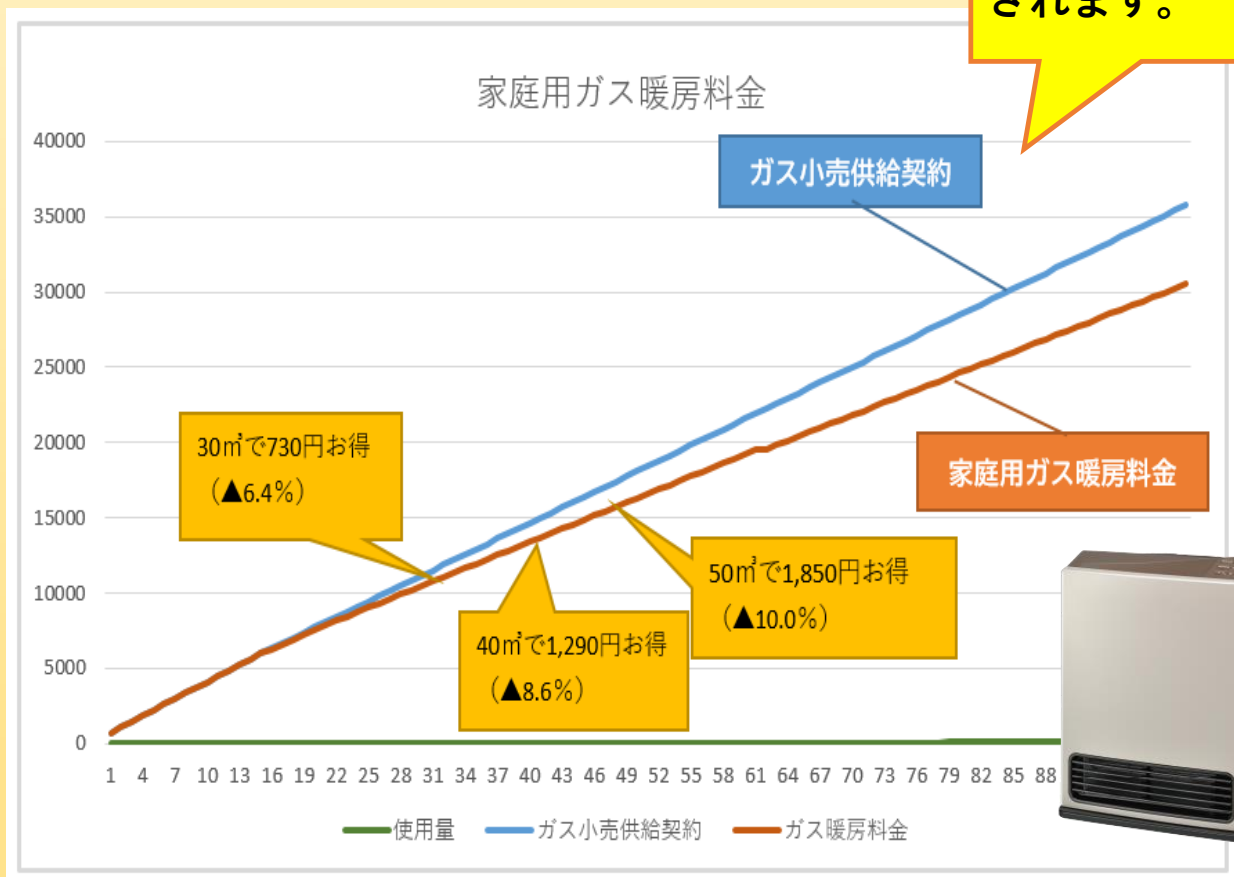
都市ガス 選択約款

ご家庭でガスによる暖房機器をお使いの皆さまにお得な料金メニューです！

冬期（12月～4月）のガス料金が小売料金に比べてお安くなります！（5～11月は小売料金が適用されます）

2021年10月1日より申し込み受付開始！！

暖房だけでなくご家庭でご使用になる全てのガス機器のご使用量に対して適用されます。



銚子ガス株式会社 TEL : 0479-22-2420  
FAX : 0479-24-3269

### 【家庭用ガス暖房料金適用条件】

次の全ての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

(1)ガスファンヒーターもしくはガストーブを使用するためのガス栓が設置され、かつ以下のいずれかの条件で冬期にガスファンヒーターもしくはガストーブを使用すること。または、ガスをエネルギー源とする「温水システム」が設置され、以下の条件で放熱器の使用により暖房を行うこと。

- ① 専用住宅で使用する。
- ② 併用住宅で、居住部分で使用する。

(2)一需要場所に設置するガスメーターの能力（ガス小売供給約款及び他の選択約款による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さまについては、そのガスメーターの能力の合計とします。）が

6立方メートル毎時以下の需要場所で使用する場合。

#### ※用語について

- ・「ガスファンヒーター」とは、ガスをエネルギー源として燃焼させて発生した熱を、ファンにより温風にして送り出す暖房機器をいいます。
- ・「温水システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する専用の温水暖房熱源機により放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。ただし、浴室暖房機のみは除きます。
- ・「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- ・「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。

### 【家庭用ガス暖房料金表】

契約名	区分	その他期(5月分～11月分)			冬 期(12月分～4月分)		
		1カ月のご使用量	基本料金	基準単位料金	1カ月のご使用量	基本料金	基準単位料金
			1か月につき	1㎡につき		1か月につき	1㎡につき
ガス暖房契約	A	0㎡から14㎡	697.40円	379.11円	0㎡から14㎡	697.40円	379.11円
	B	14㎡をこえ200㎡	1,144.00円	346.11円	14㎡をこえ20㎡	1,430.00円	321.88円
	C	200㎡をこえ600㎡	8,910.00円	307.41円	20㎡をこえ60㎡	2,068.00円	290.73円
	D	600㎡をこえる	25,234.00円	280.22円	60㎡をこえる	2,475.00円	280.35円

#### (参考：ガス小売り供給約款料金表)

契約名	区分	1カ月のご使用量	基本料金	基準単位料金
			1か月につき	1㎡につき
ガス小売供給約款契約	A	0㎡から14㎡	697.40円	379.11円
	B	14㎡をこえ200㎡	1,144.00円	346.11円
	C	200㎡をこえ600㎡	8,910.00円	307.41円
	D	600㎡をこえる場合	25,234.00円	280.22円



※原料費調整制度により、3ヶ月ごとの平均原料価格と基準平均原料価格（63,800円/トン）との変動幅に応じて毎月調整単位料金（税込）を調整いたします。

**銚子ガス株式会社**  
**TEL：0479-22-2420**  
**FAX：0479-24-3269**

